



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年1月11日(火) 第9967号

目次

ページ

規則

- 群馬県森林組合等事務処理に関する規則の一部を改正する規則(林業振興課) 2

告示

- 道路の区域変更(道路管理課) 7
- 都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課) 7

公告

- 土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧(農村整備課) 7
- 都市計画地区計画の変更に係る縦覧(都市計画課) 8
- 同 8
- 開発工事の完了(建築課) 8

監査委員公告

- 監査結果に基づく措置状況 9
- 監査結果の公表 20
- 同 24

規則

群馬県森林組合等事務処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年一月十一日

群馬県規則第一号

群馬県森林組合等事務処理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県森林組合等事務処理に関する規則(昭和三十三年群馬県規則第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「合併」の下に、「吸収分割、新設分割」を加える。

第九条第三号及び第十条中「議決」を「決議」に改める。

第十条の次に次の二条を加える。

(吸収分割の認可申請)

第十条の二 組合は、法第八十八条の三第二項又は第八十八条の五第二項の規定により吸収分割の認可を受けようとするときは、森林組合吸収分割認可申請書(別記様式第七号の二)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 吸収分割理由書

二 吸収分割を決議した総会又は総代会の議事録謄本

三 吸収分割契約書の謄本

四 最終事業年度に係る貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割をする組合(以下「吸収分割組合」という。)及び吸収分割組合から権利義務を承継する組合(以下「吸収分割承継組合」という。)の成立の日における貸借対照表)

五 法第八十八条の五第一項又は第八十八条の七において読み替えて準用する法第六

十六条第二項又は第三項の規定による手続をしたことを証する書面

六 法第八十八条の五第一項又は第八十八条の七において読み替えて準用する法第六

十七条第二項本文の規定による手続をしたときは、そのことを証する書面

七 総代会で吸収分割を決議した組合にあつては、法第八十八条の五第一項において準用する法第六十五条の二第一項の規定による通知の状況を記載した書類

八 法第八十八条の五第一項において準用する法第六十五条の二第二項の規定に基

づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該

総会の議事録謄本

九 吸収分割組合及び吸収分割承継組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書

(吸収分割並びに吸収分割承継組合及び吸収分割後の吸収分割組合の事業経営に

ついでの基本方針に関する事項並びに吸収分割の日を含む事業年度以後の事業計

画を内容を含むものに限る。)、組合員の数、出資の総口数及び総額を記載した

書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類

十 吸収分割の経過を記載した書面

十一 森林組合法施行規則(平成十八年農林水産省令第四十六号。以下「省令」と

いう。)(第九十九条の二各号及び第九十九条の三各号に掲げる事項を記載した書類

十二 その他知事が必要と認める書類

2 前項の場合において、法第八十八条の四第一項若しくは第二項又は第八十八条の六第一項若しくは第二項の規定により総会又は総代会の決議を経ないで吸収分割をする場合にあつては、前項各号に掲げる書類(同項第二号、第七号及び第八号に掲げる書類を除く。)のほか、次に掲げる書類を添えるものとする。

一 吸収分割組合及び吸収分割承継組合が吸収分割の方針を決議した理事会の議事録謄本

二 吸収分割組合が吸収分割によつて吸収分割承継組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一(これを下回る割合を吸収分割組合の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えていないことを証する書面又は吸収分割承継組合が吸収分割に際して吸収分割組合に対して交付する吸収分割承継組合に対する出資の口数にその一口当たりの純資産額を乗じて得た額が吸収分割承継組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一(これを下回る割合を吸収分割承継組合の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えていないことを証する書面

三 吸収分割組合及び吸収分割承継組合の総組合員(准組合員及び准会員を除く。)(の六分の一以上の正組合員が吸収分割に反対の意思の通知を行つていないことを証する書面)

(新設分割の認可申請)

第十条の三 組合は、法第八十八条の十三第二項の規定により新設分割の認可を受けようとするときは、森林組合新設分割認可申請書(別記様式第七号の三)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 新設分割理由書

二 新設分割を決議した総会又は総代会の議事録謄本

三 新設分割計画の謄本

四 最終事業年度に係る貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、新設分割をする組合(以下「新設分割組合」という。)の成立の日における貸借対照表)

五 法第八十八条の十五において読み替えて準用する法第六十六条第二項又は第三項

の規定による手続をしたことを証する書面

六 法第八十八条の十五において読み替えて準用する法第六十七条第二項本文の規定

による手続をしたときは、そのことを証する書面

七 総代会で新設分割を決議した組合にあつては、法第八十八条の十五において準用

する法第六十五条の二第一項の規定による通知の状況を記載した書類

八 法第八十八条の十五において準用する法第六十五条の二第二項の規定に基づく総

会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の

議事録謄本

九 新設分割組合及び新設分割によつて設立する森林組合連合会(以下「新設分割

設立連合会」という。)の定款、各種事業実施規程、事業計画書(新設分割並びに新設分割設立連合会及び新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。)、組合員の数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書並びに事務所の位置を記載した書類

十 法第八十五条の十五において読み替えて準用する法第八十五条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録謄本

十一 新設分割の経過を記載した書面

十二 省令第九十九条の四各号に掲げる事項を記載した書類

十三 その他知事が必要と認める書類

2 前項の場合において、法第八十条の十四第一項の規定により総会又は総代会の決議を経ないで新設分割をする場合にあつては、前項各号に掲げる書類(同項第二号、第七号及び第八号に掲げる書類を除く。)のほか、次に掲げる書類を添えるものとする。

一 新設分割組合が新設分割の方針を決議した理事会の議事録謄本

二 新設分割によつて新設分割設立連合会に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一(これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えていないことを証する書面

三 新設分割組合の総組合員(准組合員及び准会員を除く。)の六分の一以上の正組合員が新設分割に反対の意思の通知を行つていないことを証する書面

第十一条の見出し中「合併」の下に、「吸収分割又は新設分割」を加え、同条中「合併登記」を「合併、吸収分割又は新設分割の登記」に改め、「合併により設立又は存続した組合にあつては」を削り、「合併直後」を「合併、吸収分割又は新設分割直後」に改める。

第二十四条(見出しを含む。)中「議決」を「決議」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十七条第二号中「組織変更議決時」を「組織変更決議時」に改める。

別記様式第一号中「印」を削る。

別記様式第二号中「組合長理事氏名」を「代表者氏名」に改め、「印」を削る。別記様式第三号及び別記様式第三号の二中「組合長理事氏名」を「代表者氏名」に改め、「印」を削り、「議決」を「決議」に改める。

別記様式第四号中「組合長理事氏名」を「代表者氏名」に改める。「印」を削る。別記様式第五号中「組合長理事氏名」を「代表者氏名」に改め、「印」を削り、「議決しました」を「決議しました」に改め、「議決した」を「決議した」に改める。

別記様式第六号中「印」を削り、「合併議決した」を「合併決議した」に改め、「設立委員会の議事録謄本」を「役員選任に関する経過報告書(設立委員会の議事録謄本)」に改める。

所在地

別記様式第七号中  
組合員  
理事氏名  
を  
代表者氏名  
に改め、「印」を削り、「合併議決した」を「合併決議した」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

別記様式第7号の2(規格A4)(第10条の2関係)

## 森林組合吸収分割認可申請書

年 月 日

群馬県知事あて

吸収分割承継組合	住 所 名 称 代表者氏名
吸 收 分 割 組 合	住 所 名 称 代表者氏名

森林組合法第88条の3第2項の規定により、  
森林組合法第108条の5第2項の規定により、

森林組合(連合会)と 森林組合(連合会)との  
吸収分割の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

## 記

(添付書類)

- 1 吸収分割理由書
- 2 吸収分割を決議した総会(総代会)議事録謄本
- 3 吸収分割契約書の謄本
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割組合及び吸収分割承継組合の成立の日における貸借対照表)
- 5 森林組合法第88条の5第1項又は第108条の7において読み替えて準用する同法第66条第2項又は第3項の規定による手続をしたことを証する書面
- 6 森林組合法第88条の5第1項又は第108条の7において読み替えて準用する同法第67条第2項本文の手続をしたときは、そのことを証する書面
- 7 総代会で吸収分割を決議した組合にあつては、森林組合法第88条の5第1項において準用する同法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 8 森林組合法第88条の5第1項において準用する同法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本
- 9 吸収分割組合及び吸収分割承継組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書(吸収分割並びに吸収分割承継組合及び吸収分割後の吸収分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項並びに吸収分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。)、組合員の数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類
- 10 吸収分割の経過を記載した書面
- 11 森林組合法施行規則第99条の2各号及び第99条の3各号に掲げる事項を記載した書類(既に添付しているものを除く。)
- 12 その他必要な書類(総会(総代会)招集通知の写し、理事会議事録の写しなど)
- 13 吸収分割組合及び吸収分割承継組合が吸収分割の方針を決議した理事会の議事録謄本
- 14 吸収分割組合が吸収分割によつて吸収分割承継組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1(これを下回る割合を吸収分割組合の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えていないことを証する書面又は吸収分割承継組合が吸収分割に際して吸収分割組合に対して交付する吸収分割承継組合に対する出資の口数にその一口当たりの純資産額を乗じて得た額が吸収分割承継組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1(これを下回る割合を吸収分割承継組合の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えていないことを証する書面
- 15 吸収分割組合及び吸収分割承継組合の総組合員(准組合員及び准会員を除く。)の6分の1以上の正組合員が吸収分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面

注1 総会(総代会)の決議を経て吸収分割をする場合にあつては、1から12までの書類を添付すること。

- 2 森林組合法第88条の4第1項若しくは第2項又は第108条の6第1項若しくは第2項の規定により総会(総代会)の決議を経ないで吸収分割をする場合にあつては、1、3から6まで及び9から15までの書類を添付すること。

## 森林組合新設分割認可申請書

年 月 日

群馬県知事あて

設立委員 住 所  
代表者氏名

森林組合法第108条の13第2項の規定により、新設分割の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

## 記

- 1 新設分割設立連合会の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称

## (添付書類)

- 1 新設分割理由書
- 2 新設分割を決議した総会(総代会)議事録謄本
- 3 新設分割計画の謄本
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、新設分割組合の成立の日における貸借対照表)
- 5 森林組合法第108条の15において読み替えて準用する同法第66条第2項又は第3項の規定による手続をしたことを証する書面
- 6 森林組合法第108条の15において読み替えて準用する同法第67条第2項本文の手続をしたときは、そのことを証する書面
- 7 総代会で新設分割を決議した組合にあつては、森林組合法第108条の15において準用する同法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 8 森林組合法第108条の15において準用する同法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本
- 9 新設分割組合及び新設分割設立連合会の定款、各種事業実施規程、事業計画書(新設分割並びに新設分割設立連合会及び新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。)、組合員の数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類
- 10 森林組合法第108条の15において読み替えて準用する同法第85条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録謄本
- 11 新設分割の経過を記載した書面
- 12 森林組合法施行規則第99条の4各号に掲げる事項を記載した書類(既に添付しているものを除く。)
- 13 その他必要な書類(総会(総代会)招集通知の写し、理事会議事録の写しなど)
- 14 新設分割組合が新設分割の方針を決議した理事会の議事録謄本
- 15 新設分割によつて新設分割設立連合会に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1(これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えていないことを証する書面
- 16 新設分割組合の総組合員(准組合員及び准会員を除く。)の6分の1以上の正組合員が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面

注1 総会(総代会)の決議を経て新設分割をする場合にあつては、1から13までの書類を添付すること。

2 森林組合法第108条の14第1項の規定により総会(総代会)の決議を経ないで新設分割をする場合にあつては、1、3から6まで及び9から16までの書類を添付すること。

別記様式第八号及び別記様式第九号中「印」を削る。  
別記様式第十号中「組合長理事氏名」を「代表者氏名」に改め、「印」及び「2部」を削る。

別記様式第十一号から別記様式第十四号までの規定中「組合長理事氏名」を「代表者氏名」に改め、「印」を削る。

別記様式第十五号中「組合長理事氏名」を「代表者氏名」に改め、「印」を削り、「議決」を「決議」に改める。

別記様式第十六号中「印」を削る。

別記様式第十七号から別記様式第二十一号までの規定中「組合長理事氏名」を「代表者氏名」に改め、「印」を削る。

別記様式第二十二号中「氏名」を「氏名」に改め、「印」を削る。

別記様式第二十三号中「議決」を「決議」に改め、「記載し、」の次に「署名又は」を加える。

別記様式第二十四号中「議決」を「決議」に改め、「記載し、」の次に「署名又は」を加える。

別記様式第二十五号及び別記様式第二十六号中「組合長理事氏名」を「代表者氏名」に改め、「印」を削る。

別記様式第二十七号中「組合長理事氏名」を「代表者氏名」に改め、「印」を削る。

別記様式第二十八号中「組合長理事氏名」を「代表者氏名」に改め、「印」を削る。

別記様式第二十九号中「組合長理事氏名」を「代表者氏名」に改め、「印」を削る。

別記様式第三十号中「組合長理事氏名」を「代表者氏名」に改め、「印」を削る。

別記様式第三十一号中「組合長理事氏名」を「代表者氏名」に改め、「印」を削る。

#### 附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県森林組合等事務処理に関する規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

**■ 告 示**

◎群馬県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月11日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	462号	多野郡上野村大字檜原字明ヶ沢3040番の20地先から同郡同村大字同字堂所1513番の3地先まで	前	7.5～36.2	705.8
			後	10.0～53.4	582.0
県道	下仁田上野線	多野郡上野村大字檜原字明ヶ沢3040番の20地先から同郡同村大字同字堂所1513番の3地先まで	前	7.5～36.2	705.8
			後	10.0～53.4	582.0

◎群馬県告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、吉井都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年1月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 吉井都市計画道路 3・5・17号 片山田島堰口線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 高崎市吉井町片山地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課

**■ 公 告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営松義西部土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年1月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和4年1月12日から同年2月8日まで
- 3 縦覧に供する場所 富岡市役所及び安中市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年1月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 楠地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和3年11月30日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び館林市都市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年1月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 谷田川北部地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和3年11月30日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び館林市都市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年1月11日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字狸塚字昭和1263-1	太田市浜町70番20-B201号 北川雄規
2	佐波郡玉村町大字川井字東八幡西北741-10	埼玉県児玉郡神川町大字元原172番地1 マルエーハイツ元原104号室 中野裕一郎
3	邑楽郡大泉町大字寄木戸字壁屋680-1、680-2、681-1、681-2	太田市牛沢町1080番地3 江連康次
4	みどり市笠懸町久宮249-11、286-1	みどり市笠懸町鹿4557 株式会社エムアイピー 代表取締役 松原智之
5	北群馬郡吉岡町大字大久保字吉開戸548-1、549-1、550-1、551-1、552-1、	前橋市新前橋町17番地17 株式会社上毛新聞TR 代表取締役 内山充



553-1、554-1の一部、555の一部、556-1、557-1、558-1
---

**■ 監査委員公告**

◎監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和2年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、群馬県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年1月11日

群馬県監査委員 林 章  
 同 石原 栄一  
 同 岸 善一郎  
 同 井下 泰伸

(下表の番号は、包括外部監査の結果報告書に記載された指摘番号又は意見の番号である。)

監査対象 健康福祉部健康福祉課

監査結果<指摘事項>	改善措置
1 補助事業執行状況報告について (個別の事業、24頁) 補助事業者である群馬県社会福祉協議会から、補助事業の執行状況の報告が行われておらず、群馬県地域あんしん生活支援事業県費補助金交付要綱第10に違反している。適正な補正予算を作成するためには、補助金の執行状況を把握するとともに、執行状況を記録として残す必要があるため、今後は補助事業の執行状況を、群馬県社会福祉協議会から、要綱に定められた書式で報告させるべきである。	令和3年度から要綱に定められた様式での報告を求めている。

意見	改善措置
4 福祉マンパワーセンター運営における事業目標の達成状況について (個別の事業、19頁) 事業目標のうち、求職相談件数及び就職件数が過去4年間で一度も達成できていない。求職者のニーズを把握し、求職者の求めている支援対策を講じる必要がある。	求職者の属性ごとの状況分析を進めており、支援策に反映させ、求職者の求めている支援策の実施に努める。 また、業種を問わず人手不足といわれている状況であるため、目標数値を見直した。
5 市民後見推進について (個別の事業、24頁) 市民後見については、ほとんど利用実績がなく、市民後見推進のための補助金が有効活用されていない。今後は補助金の有効性を高めるため、市民後見人が実際に選任されるような施策を実施すべきである。	成年後見制度の利用促進に向け、後見人になり得る人材の不足・偏在に対応できるよう、市町村は市民後見人の養成が求められている。 一方、後見人の選任は家庭裁判所の権限となっているが、現状、市民後見人が選任される事例は少ない。 養成した市民後見人が有効活用されるよう、選任に向けた流れについて、家庭裁判所と協議の上、令和3年度中に結論を得る予定。
6 実績報告書の正当性チェックについて	令和3年度以降は、委託料と決算額

<p>(個別の事業、25頁) 委託料と決算額が一致している場合は、その決算額の正当性に疑義があるため、実地調査を行うべきである。また、仮に決算額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後決算額は実績額を記載するように指導すべきである。</p>	<p>が一致している事業について、全て実地調査を行うこととする。併せて、実績額の記載方法について、指摘のとおり指導した。</p>
--	--

監査対象 健康福祉部監査指導課

意見	改善措置
<p>13 指導・監査に係る文書保存期限について (個別の事業、53頁) 社会福祉法人等に対する指導監査の決裁文書の保存期限と運用に乖離があるため、運用実態に合わせて文書保存期限を定めることが望ましい。</p>	<p>令和3年度から監査指導課の指導監査結果にかかる全ての文書の保存期間を5年とした(令和3年3月実施)。 なお、過年度の文書の保存期間は変更できないため、保存延長により必要な期間保存する(文書管理規程による)。</p>

監査対象 健康福祉部介護高齢課

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>2 補助金に係る実績報告について (個別の事業、91頁) 実績報告は、補助対象事業が完了した初年度しか行われていないため、「群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱」に準拠していない。今後は補助金が有効に活用されていることを確認するために、「群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱」に基づき、毎年度事業実績報告を徴求すべきである。</p>	<p>補助事業完了年度以降も、施設利用状況等の報告を求めることにより、補助金が有効に活用されていることを確認する。</p>
<p>3 補助金で取得した不動産・30万円以上の機械及び器具その他の財産の状況報告について (個別の事業、92頁) 群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱に規定されている、補助金で取得した財産等の活用状況報告が行われていない。税金が有効活用されているか否かの判断材料とするため、今後は補助事業により取得した資産の活用状況を毎年報告させ、当該資産が目的どおり利用されているかを確認すべきである。</p>	<p>補助事業により取得した不動産等資産について、事業完了後も、活用状況等の報告を求めることにより、補助金が有効に活用されていることを確認する。</p>
<p>4 情報誌「ときめき群馬」の契約書違反について (群馬県長寿社会づくり財団、191頁) 委託契約書及び仕様書によれば、情報誌「ときめき群馬」の夏号に受託者は広告掲載をするものとされているが、広告の掲載が行われておらず、契約書及び仕様書違反が生じている。今後は、契約書等の遵守及び自主財源の確保という観点から、受託者に広告を出稿させるべきである。</p>	<p>委託契約書及び仕様書に基づき、令和3年夏号(令和3年8月31日発行)から広告掲載を実施した。</p>
<p>5 人材育成事業の経費見積書の記載金額について (群馬県長寿社会づくり財団、198頁) 経費見積書の周知・広報費の合計に、人件費、諸税及び負担金の金額が含まれていなかった。経費を正しく見積り、集計されていることを、担当者及び上席者が確認すべきである。</p>	<p>令和3年度から経費区分を明確にしたうえで、詳細な見積りを提出するとともに、見積りと実績が大きく齟齬を来すことのないよう、担当者及び上席者が適切に確認を行うこととした。</p>
<p>6 労働者派遣事業における就業時間の把握について (群馬県長寿社会づくり財団、201頁) 「就業時間は15分単位で処理する」旨の記載のある「労働者派遣個別契約書」及び「労働条件通知書兼就業条件明示書」を使用しないよう各シ</p>	<p>「就業時間は15分単位で処理する」旨の記載のある「労働者派遣個別契約書」及び「労働条件通知書兼就業条件明示書」を使用しないよう各シ</p>

<p>用しないよう徹底し、就業時間の把握に務めるべきである。</p>	<p>バー人材センターに令和3年3月1日付けで通達を行った旨、財団から県に対し報告があった。                  実際の実施状況について、日本労働組合総連合会による各拠点シルバー人材センターに対する指導事業(定期監査相当)で確認することとした。</p>
------------------------------------	---

意見	改善措置
<p>1 事業計画の目標設定について                      (全般的事項・共通事項、11頁)                      高齢者施策に関する各事業計画は、具体的な数値目標を設定して、それに向かって事業を推進し結果として目標を達成したのか否か、達成していないのであれば問題点、改善策を洗い出して次年度以降の計画に生かしていくように努めるべきである。</p>	<p>次期計画(第9期計画)に現行計画期間中(令和3~5年度)の問題点や改善策等を反映できるよう、事業の進捗状況等の把握に努める。</p>
<p>2 委託対象経費とする講師謝金の妥当性の検討について                      (全般的事項・共通事項、11頁)                      講師謝金の妥当性を事後的に判断できるようにするため、講師謝金に関する県の執行基準のうち、「著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれるなど、上記の区分により難しい場合」に該当するとして講師謝金を決定する場合には、執行基準の掲げるどの事項をどのように考慮して判断したのかが分かる客観的資料を残しておくべきである。</p>	<p>講師謝金に関する県執行基準のうち、「著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれるなど、上記の区分により難しい場合」に該当する場合、判断根拠とした資料を残すよう改める。</p>
<p>3 群馬県長寿社会づくり財団の自主財源の確保について                      (全般的事項・共通事項、13頁)                      群馬県は群馬県長寿社会づくり財団の運営について、人件費や一般運営費等の管理費に対して補助金を支給して負担しているが、財団は自主財源によりこれら管理費を賄うべきである。</p>	<p>広告収入の確保や事業の見直しを行うことで、自主財源により管理費を賄えるよう検討する。</p>
<p>1.4 群馬県高齢者保健福祉計画の進捗状況の開示について                      (個別の事業、59頁)                      群馬県高齢者保健福祉計画の進捗状況が開示されないと、県民は事業の有効性を評価できないため、今後は進捗状況を、毎年群馬県のホームページで開示すべきである。</p>	<p>公表の可否も含め、令和3年度中に検討する。</p>
<p>1.5 高齢者総合相談センターについて                      (個別の事業、59頁)                      高齢者総合相談センターについては、相談件数も減少傾向にあり、また、市町村が運営する地域包括支援センターと業務が重複するため、高齢者総合相談センターについては廃止すべきである。</p>	<p>令和2年度末で高齢者総合相談センターを廃止した。</p>
<p>1.6 県民意識調査の実施方法について                      (個別の事業、59頁)                      紙で行われている県民意識調査について、回答率をより高め、県民のニーズを群馬県高齢者保健福祉計画により反映させるためにも、次回の県民意識調査については、LINEなどインターネットを利用することを検討すべきである。</p>	<p>令和4年度調査の実施までに、LINEなどのインターネットの活用も含め、効率的な実施方法について検討する。</p>
<p>1.7 成果指標の設定について                      (個別の事業、60頁)                      群馬県高齢者総合相談センター運営事業については、成果指標が定められていないが、事業の有効性を評価するためにも、今後は、相談件数や相談者の人数を成果指標として定めるべきである。</p>	<p>令和2年度末で高齢者総合相談センターを廃止した。</p>

<p>18 高齢者総合相談センターの利用時間等について (個別の事業、60頁) 高齢者総合相談センターの利用時間は平日の午前9時から午後5時までとなっているが、相談実績データを分析し、繁忙に応じて、曜日により相談員を増減させるなどして、相談時間の延長等の対応を行い、県民のニーズに応えるべきである。</p>	<p>令和2年度末で高齢者総合相談センターを廃止した。</p>
<p>19 地域包括支援センターと高齢者総合相談センターの情報共有について (個別の事業、61頁) 高齢者施策のアイデア創出に結びつけるため、地域包括支援センターと高齢者総合相談センターの意見交換の場を設け、情報共有を図るべきである。</p>	<p>令和2年度末で高齢者総合相談センターを廃止した。</p>
<p>20 実施報告書の正当性チェックについて (個別の事業、61頁) 委託料と実績報告書の経費支出金額が一致している場合は、その経費支出金額の正当性に疑義があるため、実地調査を行うべきである。また、仮に経費支出金額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後経費支出金額は実績額を記載するように指導すべきである。</p>	<p>令和2年度末で高齢者総合相談センターを廃止した。</p>
<p>21 群馬はばたけポイント制度の見直しについて (個別の事業、65頁) 利用者側の利便性を考慮して、県の独自制度である「群馬はばたけポイント」の導入を全県（未加入市町村や独自制度を導入している市町村）へ導入する方法を進めるのか、あるいは県独自のボランティアポイント制度の導入は行わず各市町村への導入へ切替えを行うか（この場合ボランティアポイント制度で投入されていた資源（ヒト、モノ、カネ）は他の事業へ回す。）のいずれかで、方向性を明確化していくべきである。</p>	<p>事業見直しに向け、現在、県内市町村に意見照会を行っているところ。市町村の意見等を踏まえ、事業の方向性を検討する。</p>
<p>22 在宅要介護者支援事業の支援メニューの検討について (個別の事業、69頁) 本事業は介護保険制度を補完する事業という位置付けで開始されており、事業開始から現在までの介護保険制度の改正等を反映し、支援が必要な者に対して真に必要な支援が行われる支援メニューとなっているか、検討が必要と考えられる。介護保険制度、県内外の市町村の取組、県内の市町村からの要望等を踏まえて、支援メニューや対象者要件の見直しの必要性を検討することにより、より実効性のある支援が可能になると考えられる。</p>	<p>介護保険制度の状況や市町村と県との役割分担等を踏まえ、令和2年度に一部事業の廃止を含む事業内容の見直しを行った。</p>
<p>23 群馬県軽費老人ホーム利用料補助金額の確定について (個別の事業、81頁) 群馬県軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱の文言を踏まえ、補助金額の確定がなされるまでの間は、補助金の額は柔軟に変更するような対応に改めるべきである。仮に、当該年度の3月下旬以降は一切変更しないというのであれば、補助金額が変更可能な期限を要綱に明確に定めておくべきである。</p>	<p>3月下旬以降においても、交付要綱で規定する実績報告書提出期限（4月25日）までの間であれば、予算の範囲で柔軟な対応を行えるよう改める。</p>
<p>24 サービス提供基準額の見直しについて (個別の事業、82頁) 一定水準以上の適切な施設の維持、適正な施設運営の観点から、各施設のサービス提供に要する費用実支出額を検討し、サービス提供基準額の見直しを考えるべきである。また、基準額に比して高額な費用実支出額を支出している施設については、その原因を調査するなどし、適切な補助金額の支給に努めるべきである。</p>	<p>国で示す基準をもとに、消費税の増税等、実情を勘案した上で見直しを行っている。 基準額と実支出額について実態を改めて確認したが、大きな差が見られたのは、人員配置が通常よりも多い特定施設のみであった（特定施設の場合、入所者30名以下の場合、生活相談</p>

	員は基準上0人となっているが、施設の判断で1人設置している場合があるため)。
<p>25 大規模修繕費補助金交付対象事業の明確化について (個別の事業、83頁) 公平性に資するため、大規模修繕費補助について、対象となる事業を「1施設あたりの修繕に係る総事業費が、特別養護老人ホームについては10,000千円以上、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては5,000千円以上の整備」事業とする基準を廃止すべきである。</p>	各施設(特養、養護、軽費)の標準的な定員に合わせて対象事業の補助基準を設定しており、現時点では適切なものと考えている。
<p>26 補助対象事業の明確化について (個別の事業、84頁) 補助対象事業を明確にするため、大規模修繕には「改修」が含まれるのか否か、含まれるとするとどのような「改修」までが含まれるのかを要綱に明記すべきである。</p>	令和2年度に要綱改正を行い、大規模修繕工事を「屋上防水、外壁改修、空調整備」に限定した。
<p>27 病床転換整備費補助金について (個別の事業、87頁) 病床転換整備費補助金の実績は極めて少なく、事業の改善か廃止を検討すべきである。</p>	<p>療養病床から介護医療院等への転換については、第8期高齢者保健福祉計画期間において、第7期計画から引き続き総量規制の対象外として認めており、円滑な転換を支援し利用者の療養環境を整える観点から、本事業を継続する。</p> <p>なお、交付申請から交付決定まで長期間を要していることについては、国に対し、柔軟な対応を可能とするよう働きかけを行う。</p>
<p>28 第三者への一括請負に係るチェック体制について (個別の事業、92頁) 群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱において、建設工事に係る第三者への一括請負を禁止しているが、現状、第三者への一括請負がなされているか否かのチェックは行われていない。税金の有効活用という観点から、今後は第三者に一括請負させていないかをチェックすべきである。</p>	令和3年4月以降、建設工事を伴う事業の実績報告書の提出時に、契約書に併せて約款等の提出を求めることで、第三者への一括請負がされていないかの確認を行っている。
<p>29 市町村を通じて事業者へ補助する事業について (個別の事業、93頁) 群馬県介護基盤等整備事業費補助事業のうち、市町村を通じて補助事業者へ補助金が交付されるパターンにおいて、補助事業を行うために締結する契約が、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しているか否かのチェックが行われていない。今後は、税金の有効活用という観点から、市町村任せにするのではなく、補助事業を行うために締結する契約について、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しているかまで、実績報告で報告させて、チェックすべきである。</p>	令和3年4月以降、事業実績報告提出の際に、市町村の契約手続きの取扱いに準拠した契約がされているか確認するため、入札状況等が分かる書類(入札書、見積書、入札結果報告書等)の提出を求めている。
<p>30 成果指標について (個別の事業、94頁) 地域密着型介護拠点等整備事業においては、施設の定員数の増加のみを成果指標としている。施設の有効活用及び補助金の有効性を高めるという観点から、今後は施設定員に対する利用者数の割合(稼働率)も成果指標とすべきである。 なお、補助金交付先で、稼働率が低迷している施設については、稼働率向上のために積極的に助言を行うとともに、当該施設の存在を高年齢等にPRし、利用の促進を図るべきである。</p>	<p>この事業は、介護保険サービスの整備計画に基づき、各市町村全体で不足が見込まれるサービス整備に補助を行っているものである。</p> <p>整備後の当該サービス利用状況を向上させる主体は市町村であるため、補助金利用施設だけを、県が特別にPR等することは現時点では困難である。</p> <p>なお、整備後も利用状況が向上しない施設と同種施設の追加整備を市町村が要望した際、相談に応じることとする。</p>

	る。
<p>3 1 地域密着型介護拠点等整備の整備目標について (個別の事業、94頁)</p> <p>地域密着型介護拠点等の整備については、計画と実績が大幅に乖離している。今後は税金の有効活用という観点から、ニーズを的確に把握するように市町村に周知徹底するとともに、県においても計画策定の際にニーズの有無を的確に審査し、計画値の精度を高めるべきである。</p>	<p>次期計画策定の際、市町村への周知を徹底するとともに、ヒアリングの強化を行い、ニーズを的確に把握し、計画値の精度を高める。</p>
<p>3 2 定住外国人等の受入準備講座の開催回数について (個別の事業、106頁)</p> <p>県内4か所で実施したところ、定員に対する参加率は平均40%であった。活気ある議論や参加者同士のコミュニケーションを考え、開催回数等について検討されたい。</p>	<p>令和2年度から、実施方法を集合研修から動画配信に変更した。</p>
<p>3 3 外国人向け介護の仕事見学バスツアーの開催見直しについて (個別の事業、106頁)</p> <p>当初の参加者は2回のツアーを合わせて60名程度を見込んでいたが、実際には7名であった。事前に日本語学校の留学生で参加希望者はどの程度いるのか、留学生の就職はいつ頃決まるのか等を情報収集した上で、事業を計画する必要がある。あまり需要がないのであれば、廃止することも検討されたい。</p>	<p>令和3年度に事業を廃止した。</p>
<p>3 4 新人介護職員定着のための取組支援事業の補助について (個別の事業、107頁)</p> <p>予算900千円に対し交付金額62千円であり、予算執行率6.8%であった。需要に即した補助金となるよう、補助の内容を再考し、需要がないなら廃止すべきである。また、実態に即した目標設定をすべきである。</p>	<p>令和2年度に事業を廃止した。</p>
<p>3 5 暴力団排除規定と誓約書について (個別の事業、115頁)</p> <p>群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱、暴力団排除に関する条例・法令の目的達成の重要性に照らし、補助金を交付する際には、交付対象者から、暴力団等でない旨の誓約書の提出を求める事務を徹底すべきである。</p>	<p>令和2年度末に交付要綱を改正し、誓約書の提出を求めるよう改めた。</p>
<p>3 6 ぐんま認定介護福祉士研修の受講要件について (個別の事業、116頁)</p> <p>多くの幅広い者にキャリアアップ、スキルアップの機会を与えるため、ぐんま認定介護福祉士研修の受講要件のうち、①「現在の勤務先(法人)に継続して3年以上勤務する者」及び②「所属する介護施設・事業所等の代表者からの推薦のあった者」の要件については削除を検討すべきである。</p>	<p>受講要件は、3年以内の離職者が半数以上である現状や、受講対象は現場のリーダーとして育成するのにふさわしい人材であること、現場の業務に支障がないよう配慮すべきであることなど、介護関係団体等から構成される検討委員会の意見を踏まえ決定したものであり、現時点では、当該受講要件を維持する。</p>
<p>3 7 ぐんま認定介護福祉士の認定後の研修義務付けについて (個別の事業、117頁)</p> <p>ぐんま認定介護福祉士の質の向上、ひいてはぐんま認定介護福祉士制度の信頼性を維持するため、ぐんま認定介護福祉士に対しては、数年に一回程度の研修の受講は義務付けるべきである。</p>	<p>従前は有効期限を付す「更新制」としていたが、現場職員の受講が困難であるとの意見を踏まえ、検討委員会で協議を経て「更新制」を見直し、現行の「フォローアップ研修」及び「聴講制度」を新設した経緯がある。 このため、現制度を維持する。</p>
<p>3 8 研修の最少催行人数等の設定について (個別の事業、117頁)</p> <p>研修の申込者が少ない場合でも、できる限り、事前の告知どおりに研修を実施すべきである。仮に、申込者が少ない場合には研</p>	<p>中止の判断は、申込人数だけでなく、研修の性質や研修内容、受講希望者の事情、費用対効果などを総合的に勘案して行っており、現在の対応を維</p>

<p>修を中止とする方針を今後も取るのであれば、最少催行人数等を事前に告知しておくべきである。</p>	<p>持する。</p>
<p>39 研修対象者の明確化について (個別の事業、118頁) 研修対象者の明確化を図るため、群馬県介護実践リーダー研修の対象者を定める「群馬県認知症介護実践リーダー研修実施要綱」第3項の「群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者」との文言を、「群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に従事する者で、概ね5年以上の従事経験を有する者」に変更すべきである。</p>	<p>令和3年度当初に実施要綱を改正し、要件を改めた。</p>
<p>40 介護保険法に基づく自己評価結果の公表について (個別の事業、124頁) 介護保険法第118条第8項により、都道府県には、「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組の支援についての目標」についての自己評価結果を公表する努力義務が課されているが、群馬県のウェブサイトでは自己評価結果を見ることができない。公表することに特段の支障がなければ、群馬県のウェブサイトにおいて、自己評価結果を公表することが望ましい。</p>	<p>ウェブサイトでの公表の可否も含め、令和3年度中を目処に検討を行う。</p>
<p>41 補助金の実績報告書の提出期限について (個別の事業、131頁) 補助金の実績報告書の提出期限を「別途指示する日まで」と定めている補助金に関しては、交付決定と同時に提出期限を指示したり、要綱を変更して提出期限を設けたりするなどし、適時の実績報告書の提出を得られるような状況を確認しておくべきである。</p>	<p>交付決定通知において具体的な提出期限を指示する形に改めた。</p>
<p>42 苦情処理対応の統計について (個別の事業、131頁) 介護サービスに対する介護サービス利用者の不安や不満の解消のため、介護サービス利用者などからの苦情に対する対応状況についても統計を取り、その統計データを今後の介護サービス向上のために役立てていくべきである。</p>	<p>苦情に対する対応状況については、個々の相談ごとに報告を求め確認しているところ。 統計処理については、その必要性を含め、検討する。</p>
<p>53 情報誌「ときめき群馬」の成果指標について (群馬県長寿社会づくり財団、191頁) 「ときめき群馬」発行に係る成果指標が定められておらず、当該事業の効果を測定してない。事業の実施には効果の測定も必須であり、今後は、定期購読者数等を成果指標として、当該事業の効果を測定し、PDCAサイクルを回し、より良い事業とすべきである。</p>	<p>県広報誌の成果指標などを参考に、効果測定の方法を検討する。 なお、財団において令和2年度に、事業参加者を対象にアンケート調査を行い、その結果を基に効果測定を実施した。</p>
<p>54 ぐんまねりんピックの委託予定価格積算票について (群馬県長寿社会づくり財団、192頁) ぐんまねりんピック2019の委託料に係る積算原価を調査した結果、複数の費目で不備が発見された。今後は、積算原価を精査することで、ぐんまねりんピックに係る委託料の削減を図るべきである。</p>	<p>指摘された不備を見直すとともに、積算価格の精査を徹底し、委託料の削減を図ることとした。</p>
<p>55 ねりんピックの募集要領印刷部数について (群馬県長寿社会づくり財団、192頁) ねりんピックの募集要領について、印刷部数に対する利用部数の割合が著しく低く、費用に見合う効果が発現していない。投資の費用対効果を高めるとともに、コスト削減の観点から、募集要領の印刷部数を需要に見合う量に減らし、委託料を減額すべきである。</p>	<p>印刷部数については、必要最小限となるよう精査を行い、委託料の減額を図ることとした。</p>

<p>56 ぐんまねりんピックの収支精算書の正当性チェックについて (群馬県長寿社会づくり財団、193頁)</p> <p>委託料と収支精算書の支出金額が一致している場合は、その経費支出金額の正当性に疑義があるため、証憑突合を行うべきである。また、仮に支出金額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後支出金額は実績額を記載するように指導すべきである。</p>	<p>法令や県の事務手続にのっとり、適正に処理することとした。</p>
<p>57 財団のホームページについて (群馬県長寿社会づくり財団、193頁)</p> <p>財団のホームページの閲覧数は、現状ではかなり低迷している。今後はホームページのアクセス解析を行い、その結果をホームページの内容に反映し、閲覧数の増加に結び付け、財団の認知度を高めるべきである。また、バナー広告の営業を行い、自主財源の確保を図るべきである。</p>	<p>高齢者向け動画を掲載するなど、ホームページのアクセスや閲覧数の増加に取り組むとともに、バナー広告獲得に向けた営業も行うこととした。</p>
<p>58 財団の封筒について (群馬県長寿社会づくり財団、194頁)</p> <p>財団は自主財源が不足しているが、財団の封筒に広告の掲載は行われていない。自主財源を確保するために、今後は財団の封筒に広告を掲載すべく営業活動を行うべきである。</p>	<p>財団で使用する封筒への広告掲載に向け、企業等への営業活動に取り組むこととした。</p>
<p>59 人材育成事業の経費見積の精度について (群馬県長寿社会づくり財団、199頁)</p> <p>人材育成事業の技能講習の経費の見積りにおいて、実績に乖離が生じていることから、実態に即した見積りとし、より有意義な講習を開催するよう努めることが望ましい。</p>	<p>実績との乖離が生じないよう、実態に即した見積りとする事とした。</p>
<p>60 人材育成事業の技能講習の定員について (群馬県長寿社会づくり財団、199頁)</p> <p>定員を超える受講があった講座が7講座、うち、2倍を超えるものが2講座あった。定員の人数を再確認するとともに、受講者のニーズに合った講座内容及び開催回数を検討することが望ましい。</p>	<p>定員の拡大や開催回数の拡大を検討することとした。</p>
<p>61 退職手当の支給対象者について (群馬県長寿社会づくり財団、202頁)</p> <p>職員退職手当規程第3条に規定する「遺族」の範囲について定義づけするとともに、その支給の順位等についても明確化しておくべきである。</p>	<p>顧問弁護士の助言に基づき、適正に処置する。</p>
<p>62 退職手当の支払差止め・返納に関する規定について (群馬県長寿社会づくり財団、203頁)</p> <p>在職中の行為にかかる刑事事件に関して禁固以上の有罪判決に処せられた者に対する退職手当の支給を制限するのであれば、その趣旨を明確化するため、職員が刑事事件に関し起訴をされたがその判決の確定前に退職をしたときには退職手当の支払を一定期間差止める旨の規定や、退職後に在職中の行為にかかる刑事事件に関して禁固以上の有罪判決に処せられた場合には退職手当の返納を求める旨の規定を設けるべきである。</p>	<p>顧問弁護士の助言に基づき、適正に処置する。</p>
<p>63 非常勤職員への手当の支給について (群馬県長寿社会づくり財団、204頁)</p> <p>紛争の未然の防止のため、同一労働同一賃金の観点から、非常勤職員に対して支給する手当の種類及び額を再検討すべきである。</p>	<p>顧問弁護士並びに社会保険労務士の助言に基づいて適切に処置する。 また、国庫補助事業については、群馬労働局と事前に協議を行う。 なお、同一労働同一賃金の観点による非常勤職員に対する手当の見直しに</p>



	については既に対応済み。
<p>64 労働時間の適正な把握について (群馬県長寿社会づくり財団、205頁) 職員の労働時間のより適切な把握のため、タイムカード等、客観的な記録を基礎として労働時間を把握できるような制度の導入を目指すべきである。</p>	<p>県職員の労働時間把握の方法等を参考に適正に処置する。</p>
<p>65 会計帳簿と決算書の不一致について (群馬県長寿社会づくり財団、206頁) 総勘定元帳と財務諸表の金額に不一致が生じているが、全ての決算振替処理は仕訳を起こして総勘定元帳に記帳した上で、その総勘定元帳の金額に基づき財務諸表を作成する必要がある。</p>	<p>顧問税理士と相談し適正に処置する。</p>

監査対象 健康福祉部健康長寿社会づくり推進課

意見	改善措置
<p>2 委託対象経費とする講師謝金の妥当性の検討について (個別の事業、11頁) 講師謝金の妥当性を事後的に判断できるようにするため、講師謝金に関する県の執行基準のうち、「著名な人物であり起用することで高い事業効果が見込まれるなど、上記の区分により難しい場合」に該当するとして講師謝金を決定する場合には、執行基準の掲げるどの事項をどのように考慮して判断したのかが分かる客観的資料を残しておくべきである。</p>	<p>積算段階で講師謝金が、県の執行基準を上回る場合は、妥当性を事後的に判断できるよう起案等に記載する。 また、講師の選定は委託先と十分協議を行う。</p>
<p>7 在宅医療・介護連携に関する相談窓口について (個別の事業、30頁) 県では、各地域に設置されている「在宅医療・介護連携に関する相談窓口」の相談状況等を比較分析できる形で把握していないことから、各相談窓口の活動状況を比較分析できない状態となっている。このため、相談窓口の状況に応じ、各相談窓口に対してどのような支援を行うことが効果的か検討する際に支障が生じるおそれがある。各地域の相談窓口の負担に配慮しつつ、相談件数等の情報提供を依頼し、各相談窓口の状況に応じた支援を行う態勢を整えることが望ましい。</p>	<p>各地域の相談窓口相談件数等の情報提供を依頼し、取りまとめ結果を各相談窓口や市町村に送付した。 今回把握した内容を踏まえ、各相談窓口の状況に応じた支援を実施する。</p>
<p>8 成果指標について (個別の事業、31頁) 成果指標のうち、2つの項目は、計画策定時の状況より直近値が後退している。また、現在の11項目の多くは、病院・診療所数といった施設数に関する指標となっている。このため、直近値が後退した原因とそれが事業の進捗に与える影響を分析し、数値向上に向けた対策を検討することが望ましい。また、次期計画策定時には、より多様な指標を設定することが望ましい。</p>	<p>直近値が後退した2つの指標の取扱いについて、第8次群馬県保健医療計画の中間見直しに伴い開催した、群馬県保健医療計画会議在宅医療推進部会で検討を行った。直近値が後退した原因として、従事する医師等の高齢化や、集約化が進んだこと等が考えられるが、提供体制については維持・充実させる必要があることから、引き続き、令和5年度に向けた指標として取り組むこととなった。 次期計画策定時には、患者数を含めた多様な指標の設定について検討する。</p>
<p>9 委託金額の確定方法について (個別の事業、39頁) 研修実施の委託契約に関しては、委託先が実際支出した金額を超えて委託料を支払うことのないよう、委託料の確定は研修実施後とするなど、委託先との間で締結する委託契約書の文言の変更を検討すべきである。</p>	<p>令和3年度より契約書の文言を見直し、委託料の確定は事業実施後とする。</p>

<p>1 0 委託契約の効果測定について (個別の事業、40頁) 委託契約の効果測定するため、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備支援事業のうちの相談業務についても、相談件数や相談対応状況等の報告を求めるようにすべきである。</p>	<p>令和3年度の契約から、事業実績報告書において相談業務の件数や対応状況の報告を求めている。</p>
<p>1 1 病院勤務医療従事者認知症対応向上力研修受講者数について (個別の事業、46頁) 県の認知症施策の1つとして、各種研修の実施がある。医師や歯科医師、看護師、介護関係者など認知症の早期発見や早期対応を行うべく、広く研修制度を設けているが、一般病院勤務医療従事者向けの研修受講者の実績が目標値に対して伸び悩んでいる。令和2年度までの研修受講者目標人数3,830人に対して令和元年度実績が677人(達成率18%)と大きく未達の状態である。当該研修は医療事務者などを含めた広く医療関係者全般向けの研修であるが研修を実施する場所が限定されていること等の理由で受講人数の増加につながっていない。認知症に携わるのは、一義的には医師や看護師であるが、広義では受付業務やその他多くの医療従事者が関わるため研修受講者数を伸ばすよう、Web対応を含め研修の受講機会を増やす対策を講ずるべきである。</p>	<p>Webの活用や他県の取組を参考にするなど、受講者数の増加につながる実施方法について検討する。</p>
<p>1 2 成果指標の策定について (個別の事業、49頁) 本事業においては、現在、特に成果指標が設けられていない。他方、高齢者虐待防止法に基づき、国と都道府県は、毎年、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果を公表している。この調査結果では、虐待判断件数や自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の状況が公表されている。この調査結果の公表数値などを成果指標として、政策の目標と進捗状況を対外的に明示することが望ましい。</p>	<p>事業の性質上、件数等の具体的成果指標は定めにくい。次期高齢者保健福祉計画においては、虐待防止対応のための体制整備状況等も含め、成果指標の設定を検討する。</p>
<p>4 3 委託事業の有効性評価について (個別の事業、135頁) 群馬県歯科医師会に委託している8020県民運動推進事業について、実施報告書に参加者のアンケート結果が記載されていないため、当該事業の有効性を評価できない。したがって、今後は実施報告書に参加者のアンケート結果等も記載させ、当該事業の有効性を評価の参考とすべきである。</p>	<p>事業の有効性を評価するため、令和3年度から、実施報告書に参加者のアンケート調査結果等の記載を求めている。</p>
<p>4 4 実施報告書の正当性チェックについて (個別の事業、135頁) 委託料と実施報告書の経費支出金額が一致している場合は、その経費支出金額の正当性を確認するため、実地調査を行うべきである。</p>	<p>令和3年度より、実施報告書に可能な限り詳細な支出状況の記載を求めるとした。必要に応じて実施調査も検討する。</p>
<p>4 5 元気県ぐんま21の目標値について (個別の事業、140頁) 平成30年度に実施した群馬県健康増進計画の「元気県ぐんま21(第2次)」の中間評価において、評価困難とした項目については、中間評価を行った後、課題の提示を行い、評価・対応策を検討する「元気県ぐんま21推進会議」にて協議しているが、具体的な改善策等は引き続き検討する必要がある。評価困難(d評価)とした項目については既に新たな評価項目(実際に評価可能な項目とする)を協議・検討し、変更したものもあるが、今後の状況により更に検討が必要と考える。</p>	<p>引き続き、「元気県ぐんま21推進会議」において協議・検討していく。</p>
<p>4 6 元気県ぐんま21の実績評価頻度について (個別の事業、141頁)</p>	<p>毎年度「元気県ぐんま21推進会議」において各事業の実績を報告し評</p>

<p>群馬県健康増進計画の「元気県ぐんま21（第2次）」については、国の「健康日本21（第2次）」に基づき、5年で中間評価を行い、10年を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価することとしているが、各指標のうち主要な項目（健康寿命等）について、引き続き実績を把握し、評価を行い公表していくことが当該事業の推進に寄与すると考える。</p>	<p>価を行い、その議事録を公表している。令和2年度からは、関係課へ定期的に進捗状況を確認するなど更に詳細な評価を行うとともに、その結果を「元気県ぐんま21推進会議」へ報告し公表することとした。</p>
---	---

監査対象 健康福祉部障害政策課

意見	改善措置
<p>47 今後の事業の方向性について （個別の事業、153頁） 金額的重要性は乏しい事業ではあるが、新規届出の審査・検査や、新たな利用者への利用証の作成・交付など、実施しなければならない業務があることから、費用対効果を鑑み、予算の範囲内で必要な事業を継続する必要がある。</p>	<p>福祉のまちづくり推進事業における特定生活関連施設の届出審査・検査業務、思いやり駐車場利用証の作成・交付業務など実施しなければならない業務については、現行予算額の範囲内で継続する。</p>

監査対象 健康福祉部国保援護課

監査結果<意見>	改善措置
<p>48 福祉医療制度のあり方の検討及び議論の継続について （個別の事業、163頁） 重度心身障害者に対する医療費の補助は当該制度の中で唯一高齢者が関係してくるものであり（本制度に年齢制限はなし）現状、65歳以上の高齢者の比率が対象者の約7割を占めている。昨今の医療費の増大を受け、当該制度を持続可能なものとするべく、所得制限の導入を行うべきとの方向性が外部有識者による検討会にて示されている。検討会では他の都道府県で導入されている所得制限の基準値を参考にすべきと提示されている。議論された内容が風化しないよう、今後も検討会を定期的に開催し、所得制限の基準値を含め方向性をより具体化していくべきである。</p>	<p>「所得制限は市町村等の準備が整い、受給者に対する十分な周知期間を設けたうえで実施すべき」との検討会の意見を踏まえ、導入時期や所得制限の基準等について実施主体である市町村と協議・調整を進め、令和5年8月から導入することが決定しており、昨年10月に交付要綱を改正した。 今後も必要に応じて検討会を開催するなど、制度の在り方等を検討する。</p>

監査対象 産業経済部労働政策課

意見	改善措置
<p>49 就職後の定着支援について （個別の事業、173頁） 委託事業の有効性評価の1つの指標として、就職後も最低半年間は、就職後に離職したのか、若しくは継続できているのかといった定着支援のデータを業務委託先から報告させるべきである。</p>	<p>就職後の定着状況について委託先から報告させるよう令和4年以降の委託契約の仕様の見直しを行う。</p>

監査対象 県土整備部道路管理課

意見	改善措置
<p>50 政策効果の検証について （個別の事業、176頁） 高齢者・初心者しあわせドライブは、参加者に商品提供というインセンティブを与えて安全運転を促す心理的効果を期待する取組と考えられるが、無事故・無違反の高齢運転者を増やす効果など、政策効果がどの程度あるか検証できない。 このため、高齢運転者のうち、無事故・無違反であった者の割</p>	<p>無事故・無違反者の情報について、現状県では持ち合わせていないため、割合を把握することは困難である。したがって、チャレンジ期間終了時に参加者全員を対象にアンケート調査を行うことで参加者の事故率を算定し、県全体の事故率との比較検証を行う。</p>

合を把握し、しあわせドライブの参加者と比較してその割合の高低を確かめ、政策効果を検証することが望ましい。

監査対象 県土整備部住宅政策課

意見	改善措置
<p>5.1 目標の達成率について （個別の事業、179頁） 相談件数を目標として掲げているが、令和元年度は目標1,888件に対し888件と達成率47.0%であった。実績は項目別に集計していることから、項目別に目標を立て、それぞれに相談しやすい環境を整えることが望ましい。</p>	<p>過去の相談事例に係るデータベースを作成し、相談集計項目別に県民がどのような情報を求めているのか実態を把握し、その結果を受け、令和4年3月までに各項目別に目標を設定する。</p>
<p>5.2 専門相談会の開催について （個別の事業、180頁） 毎年専門相談会を開催しているが、相談件数はそれほど多くないにも関わらず、毎年同じ開催方式としている。費用対効果を考えて、日時の変更や、回数の増減等を検討することが望ましい。</p>	<p>相談者の利便性の向上及び相談件数を増加させるため、令和3年7月から弁護士会による相談においてZoomを利用したWeb面談方式による相談が行えるよう体制を整備した。また、弁護士会、建築士事務所協会及び宅地建物取引業協会による各相談の相談回数を調整し効果的に開催する。</p>

◎監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年1月11日

群馬県監査委員 林 章  
同 石原 栄一  
同 岸 善一郎  
同 井下 泰伸

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和2年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和3年5月31日まで）  
令和3年度会計（令和3年4月1日から監査基準日まで）
  - (2) 監査対象機関 地域機関等31機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。

6 監査結果の概要

- (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
- (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 4件
- (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし

7 機関別監査結果

(1) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻行政県税事務所 (令和3年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
利根沼田行政県税事務所 (令和3年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
食肉衛生検査所 (令和3年12月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
動物愛護センター (令和3年12月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農業技術センター (令和3年12月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
農林大学校 (令和3年11月16日)	<p>(注意事項)</p> <p>所得税法第183条第1項において、源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税は、源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日（当該日が日曜日、祝日等の休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日）までに納付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和3年6月30日に支給した会計年度任用職員25名の期末手当から控除した所得税及び復興特別所得税235,726円について、納付期限が同年7月12日であったが、同月21日まで所轄税務署に納付しなかったため、不納付加算税11,500円が発生した。</p>
鳥獣被害対策指導センター (令和3年11月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
浅間家畜育成牧場	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(令和3年12月22日)

(5) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋産業技術専門学校 (令和3年12月22日)	(注意事項) 当該機関は、地方自治法第238条の4第2項第4号及び群馬県公有財産事務取扱規則第41条第1項に基づき、分掌する行政財産である建物に自動販売機を設置する者と、平成29年4月1日から平成34年3月31日までを貸付期間とする県有財産賃貸借契約を平成29年3月13日付けで締結した。 令和元年10月からの消費税等の税率改正に係る総務部管財課長通知「行政財産使用許可等に係る消費税率等の取扱いについて」(平成31年1月31日管第220-1号)において、資産の貸付等のうち一定のものについては、改正前の税率(8%)を適用することとするなどの経過措置を講じることとされている。当該契約はこれに該当していたが、令和2年度及び令和3年度の賃貸借料について、消費税率等を10%とする金額に変更する契約を令和元年10月1日付けで締結したため、当該年度分として徴収した賃貸借料の額が、37,068円過大となっていた。
高崎産業技術専門学校 (令和3年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田産業技術専門学校 (令和3年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
西部教育事務所 (令和3年12月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま天文台 (令和3年12月1日)	(注意事項) 会計年度任用職員(パートタイム会計年度任用職員)には、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第7条で、通勤に係る費用弁償を支給することとされており、その額は、群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則第19条第1項第2号ロ及びハで定められている。 当該機関が任用したパートタイム会計年度任用職員に支給した通勤に係る費用弁償の額について、次の誤りがあった。 (1) 3名のパートタイム会計年度任用職員の令和3年4月分から同年8月分までの5か月間の通勤に係る費用弁償の額について、距離別支給額を誤ったため、4,120円の過大支給であった。 (2) 1名のパートタイム会計年度任用職員の令和2年11月分から令和3年8月分までの10か月間の通勤に係る費用弁償の額について、通勤距離を誤ったため、48,200円の過小支給であった。
ぐんま昆虫の森 (令和3年12月1日)	(注意事項) 地方公共団体が随意契約により契約を締結できるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意契約によることができる予定価格の限度額は、同項第1号及び群馬県財務規則第188条で定められており、委託契約については100万円を超えないものとされている。 当該機関は、予定価格1,289,750円(税込)の令和3年度群馬県立ぐんま昆虫の森収蔵庫燻蒸業務の委託契約について、令和3年8月10日

	付けで随意契約を締結したが、随意契約によることができる予定価格の限度額を超えていた。
前橋西高等学校 (令和3年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋女子高等学校 (令和3年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋清陵高等学校 (令和3年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生清桜高等学校 (令和3年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田高等学校 (令和3年12月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
尾瀬高等学校 (令和3年12月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田女子高等学校 (令和3年12月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡北高等学校 (令和3年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡工業高等学校 (令和3年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中総合学園高等学校 (令和3年12月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大間々高等学校 (令和3年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
玉村高等学校 (令和3年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (7) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋警察署 (令和3年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎警察署 (令和3年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡警察署 (令和3年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林警察署 (令和3年12月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川警察署 (令和3年12月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年1月11日

群馬県監査委員 林 章  
 同 石原 栄一  
 同 岸 善一郎  
 同 井下 泰伸

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和2年度会計及び令和3年度会計
  - (2) 監査対象機関 県庁等1機関及び地域機関等3機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。  
 特に、工事については、計画、設計、積算、契約、施工及び管理の各段階にわたり、適正に行われているかを主眼に、技術的見地から監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 直前に通告の上、事務調査日に所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。また、工事について現地の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） なし
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果
  - (1) 中部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部農業事務所 (令和3年10月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

- (2) 高崎安中振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
安中土木事務所 (令和3年10月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。



## (3) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡森林事務所 (令和3年10月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (4) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
建築課 (令和3年10月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。